

平成 29 年 6 月 30 日制定

「経営トップによる安全衛生方針の公表」応募要領

1 趣旨

東京労働局では、第 12 次東京労働局労働災害防止計画（平成 25～29 年度）に基づき、労働災害の削減に取り組んでいるところですが、労働災害全体の約 6 割を占める第三次産業においては計画の期間中に災害が増加に転じています。

第三次産業における労働災害は、日常生活でも起こりうる、転倒、転落、腰痛といった行動災害が半数以上を占めており、事業者、労働者ともに労働災害防止に対する意識が希薄になりがちです。

このような災害を防止するためには、具体的な対策に先立ち、労働者の安全と健康を守るという経営トップによる明確な方針の表明が極めて重要です。

このため同計画では、「小売業・飲食店・社会福祉施設・ビルメンテナンス業のすべての事業場における経営トップによる安全衛生方針の表明」を目標に掲げ、周知啓発を行っているところですが、第三次産業の企業における「安全衛生方針」を広く共有し、これらの取組を一層促進するため、東京労働局のホームページで、第三次産業の企業における経営トップによる安全衛生方針の事例を公表することとします。

2 応募資格

労働災害防止に関する経営トップによる安全衛生方針（以下「安全衛生方針」という）を表明している企業又は企業グループ（以下「企業等」という）。

また、「安全衛生方針」には、企業等の行動規範・宣言等として公表している労働安全衛生に係る方針も含まれます。

3 公表内容

「安全衛生方針」及び「安全衛生対策の取組内容」（「安全衛生方針」のみの公表も可能です）。

4 公開方法

「安全衛生方針」及び「安全衛生対策の取組内容」は、全ての企業・事業場が参照できるよう、東京労働局ホームページ上で公開します（公開までには応募から 2 週間ほどかかります）。

5 応募方法

- (1) 応募様式をダウンロードの上、電子メールにより応募できます。
- (2) 応募様式の記載等から応募要領の趣旨に反することが明らかであると認められる場合には、公表しない場合とがあります。
- (3) 応募様式は応募に伴う確認・連絡以外に使用することはありません。

6 応募先・連絡先

東京労働局 労働基準部 安全課

メールアドレス：anzenka-toukyoukyoku@mhlw.go.jp

T E L : 03-3512-1615

7 公開中止等

- (1) 電子メールに連絡することにより、いつでも公開を取りやめることができます（公開中止までには連絡から2週間ほどかかります）。
- (2) 法令や公序良俗に反する行為があったときは、公開を中止することがあります。

8 要領の改訂

応募要領は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。